



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

1070 有田川町の設置等 (市町村課)

1071 有田川町の設置に伴う関係町の人口の異動 (")

告 示

和歌山県告示第1070号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、有田郡吉備町、同郡金屋町及び同郡清水町を廃し、その区域をもって同郡有田川町を設置し、平成18年1月1日から施行する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1071号

有田郡吉備町、同郡金屋町及び同郡清水町を廃し、その区域をもって同郡有田川町を設置し、平成18年1月1日から施行することに伴い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第177条第1項第1号の規定により、関係町の人口は次のように異動する。

平成17年7月8日

和歌山県知事 木村良樹

新町名	人 口
有田川町	男 14,059人 女 15,504人 計 29,563人
旧町名	人 口
吉備町	男 7,110人 女 7,584人 計 14,694人
金屋町	男 4,528人 女 5,203人 計 9,731人
清水町	男 2,421人 女 2,717人 計 5,138人